

【表紙】

【提出書類】 訂正発行登録書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2022年12月6日

【会社名】 ビー・ピー・シー・イー・エス・エー
(BPCE S.A.)

【代表者の役職氏名】 ローランド・シャボンネル
(Roland Charbonnel)
資金調達・投資家向け広報部門 取締役
(Director Group Funding and Investor Relations Department)

【本店の所在の場所】 フランス国パリ市75013ピエール・マンデス = フランス大通り50番地
(50 avenue Pierre Mendès-France 75013 Paris, France)

【代理人の氏名又は名称】 弁護士 梅津 立

【代理人の住所又は所在地】 東京都千代田区大手町一丁目1番1号
大手町パークビルディング
アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業

【電話番号】 03-6775-1000

【事務連絡者氏名】 弁護士 乙黒 亮祐
同 八坂 俊輔
同 荒井 徹
同 森田 翔
同 矢部慎太郎

【連絡場所】 東京都千代田区大手町一丁目1番1号
大手町パークビルディング
アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業

【電話番号】 03-6775-1000

【発行登録の対象とした
売出有価証券の種類】 社債

【発行登録書の内容】

提出日	2021年11月5日
効力発生日	2021年11月13日
有効期限	2023年11月12日
発行登録番号	3 - 外2
発行予定額又は発行残高の上限	発行予定額 8,000億円
発行可能額	8,000億円

【効力停止期間】

この訂正発行登録書の提出による発行登録の効力停止期間は、2022年12月6日（提出日）である。

【提出理由】

2021年11月5日付発行登録書について、同発行登録書の一定の記載事項に訂正を加え、参照書類を追加し、かつ添付書類の一部を差し替えるため、本訂正発行登録書を提出するものである（訂正内容については、本文を参照のこと。）。

【縦覧に供する場所】

該当事項なし。

【訂正内容】

訂正を要する箇所および訂正した箇所には下線を付しております。

第二部【参照情報】

< 訂正前 >

第1【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等金融商品取引法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

1【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度（2021年度）（自 2021年1月1日 至 2021年12月31日）

2022年6月24日関東財務局長に提出

事業年度（2022年度）（自 2022年1月1日 至 2022年12月31日）

2023年6月30日までに関東財務局長に提出予定

2【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度（2022年度中）（自 2022年1月1日 至 2022年6月30日）

2022年9月30日までに関東財務局長に提出予定

事業年度（2023年度中）（自 2023年1月1日 至 2023年6月30日）

2023年10月2日までに関東財務局長に提出予定

3【臨時報告書】

該当事項なし。

4【外国会社報告書及びその補足書類】

該当事項なし。

5【外国会社四半期報告書及びその補足書類並びに外国会社半期報告書及びその補足書類】

該当事項なし。

6【外国会社臨時報告書】

該当事項なし。

7【訂正報告書】

該当事項なし。

第2【参照書類の補完情報】

上記に掲げた参照書類としての有価証券報告書の「事業等のリスク」に記載された事項について、当該有価証券報告書の提出日以後、本訂正発行登録書提出日までの間において重大な変更その他の事由はない。

また、本訂正発行登録書提出日現在、当該有価証券報告書に記載されている将来に関する事項について発行会社の判断に変更はなく、本訂正発行登録書において、さらに述べる必要のある将来に関する事項は存在しない。

<後略>

<訂正後>

第1【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等金融商品取引法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

1【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度（2021年度）（自 2021年1月1日 至 2021年12月31日）

2022年6月24日関東財務局長に提出

事業年度（2022年度）（自 2022年1月1日 至 2022年12月31日）

2023年6月30日までに関東財務局長に提出予定

2【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度（2022年度中）（自 2022年1月1日 至 2022年6月30日）

2022年9月30日関東財務局長に提出

事業年度（2023年度中）（自 2023年1月1日 至 2023年6月30日）

2023年10月2日までに関東財務局長に提出予定

3【臨時報告書】

上記1の有価証券報告書提出後、本訂正発行登録書提出日（2022年12月6日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の規定に基づく臨時報告書を2022年12月6日に関東財務局長に提出。

4【外国会社報告書及びその補足書類】

該当事項なし。

5【外国会社四半期報告書及びその補足書類並びに外国会社半期報告書及びその補足書類】

該当事項なし。

6【外国会社臨時報告書】

該当事項なし。

7【訂正報告書】

訂正報告書（上記2の半期報告書の訂正報告書）を2022年12月6日に関東財務局長に提出

第2【参照書類の補完情報】

上記に掲げた参照書類としての有価証券報告書および半期報告書（訂正報告書を含む。）（以下「有価証券報告書等」という。）の「事業等のリスク」に記載された事項について、当該有価証券報告書等の提出日以後、本訂正発行登録書提出日までの間において重大な変更その他の事由はない。

また、本訂正発行登録書提出日現在、当該有価証券報告書等に記載されている将来に関する事項について発行会社の判断に変更はなく、本訂正発行登録書において、さらに述べる必要のある将来に関する事項は存在しない。

<後略>